

# 特集

## 【平成を振り返って】

Looking back at the Heisei era

### 平成を振り返って

佐藤英二

私は昭和の末期に弁理士登録したので、平成の約30年間を意匠と商標の弁理士業務にどっぷり浸かって過ごしたことになる。

平成は良くも悪しくも変化の時代だった。知財の時代として脚光を浴びる一方で、私達の業界も規制緩和の厳しい淘汰を受けた。そんな中で、食べてゆけないと言われた意匠や商標の分野で現在でも弁理士として活動できているのは、専門性に拘ってきたというのがあるが、私の属する事務所におけるビジネスモデルの進化、IT化、グローバル化など時代を先取りした取り組みとそれを支えた人達のお陰だと思う。

平成では時代の変化に応じて、知財の法律も激しく変わった。商標ではサービスマークや立体商標、最近では新しいタイプの商標が導入された。意匠では、なんとと言っても部分意匠制度の導入が大きい。特許のような戦略的対応が可能になった。

平成当初から考えていたことだが、商標ではブランド論が、意匠ではデザイン論が肝要である。手続代理だけではなく、お客様のブランド構築のための戦略的提案やプロテクトに積極的に関与すること、デザインもまたブランド構築のツールとして活用することなどである。特許庁で主導されているデザイン経営である。お客様が新しいタイプの商標で経産大臣の知財功労賞を受けられたのは嬉しい思い出である。また、平成初期は、いわゆるCI(コーポレーション・アイデンティティ)ブームが続いていて、それは企業だけでなく公共団体にも及んだ。

平成になりかけの頃、鳥取県の「山陰・夢みなと博覧会」を商標でお手伝いさせて頂いたことがある。その時、博覧会名称と共に「トリピー」というキャラクターを商標出願した。これなどは地方公共団体のマスコットキャラクターの先駆けではないだろうか。トリピーくんはまだ健在のようである。あやかりたいものである。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toripictorial/>

### 創英ヴォイスと「平成」

光野文子

本誌、季刊でお届けしている創英ヴォイスは、創刊が1988年(昭和63年)12月9日です。21世紀まで10年とちょっと…という時期でもあり、所長の創刊号の寄稿も「西暦2001年」でした。創刊号の最初の記事が西暦を意識したものだったので、刊行日付も西暦なのだろうな…と記憶をたどっています。

このときは、次の元号が「平成」になるという想像すらもせず、国民みんなが昭和天皇のご病状を心配しつつ、年末に向かっていた頃なのでしょう…。

そして、創英ヴォイスの第2号は、1989年4月10日に発行されました。時代は「平成」になっていました。平成元年からすでに、(当時はまだ不定期発行でしたが)年3冊を目標として発行してきたようです。創刊号から12号までは、完全に所内で編集も印刷もしていました。当時のロゴはすべて英字表記です。特に、創刊号は、A3サイズの両面コピーで、手作り感が満載です。13号(1993年10月)からプロの手を借りるようになり、ロゴも現在の「創」のみ漢字のタイプにリニューアルされました。カラーの表紙を付けた現在の形になったのは、2003年38号です。内容や連載記事については、その後も何度かリニューアルさせていただきました。

そして、平成最後の季刊ヴォイスは、85号で84(85-1)冊目となります。平成時代のご愛読者の皆様方、どうぞ、新しい時代の創英ヴォイスもよろしくお願いいたします。



1988年4月10日発行(第2号)

目次	
新人を認めて(長谷川)	p.1
自己紹介(藤田、杉野)	p.1
新しい意匠とキャラクター(長谷川)	p.2
～スローアップの進展(藤田)	p.2
意匠と商標と人間の将来(寺嶋)	p.2
連載も始めて(山田)	p.3
SOEI VOICES	p.3
お楽しみコーナー、創英に思い	p.4
海外工業所有権ニュース(第2回)	p.4



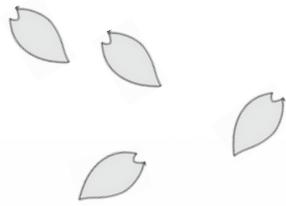
1989年3月18日発行(第3号:臨時増刊)

目次	
<特集>	
～イセ理事長の自伝～	
認識の深からみた自覚的意匠の意義(長谷川)	p.1
AP80と意匠保護(藤田)	p.2
外国出願と特許的意義等について(寺嶋)	p.3
弁理士の言ひ方(山田)	p.4
意匠出願のふるまひ(長谷川)	p.5
編集後記(長谷川)	p.6



1989年8月28日発行(第4号)

目次	
前 巻(長谷川)	p.1
「東のなるこ」(藤田)	p.1
東の引出し(寺嶋)	p.2
東の動物性(山田)	p.2
セミダリ(藤田)	p.3
SOEI VOICES	p.3～4



## 平成という時代

寺崎史朗

大体の方は、「平成」のはじめという「平成」という額を支えた故小渕氏を思い浮かべるのではないのでしょうか。TV等でも、この写真がよく流されています。でも私は違います。私にとっては、昭和天皇の「大喪の礼」で、TV東京を除くすべてのTV局で、この模様を数日間に渡って24時間放送したことが、強烈に印象として残っています。このような事態は平成23年に発生した東日本大震災の際にも起こりました。これが、私にとっての平成の始まりです。

そして、この「平成」は、事務所が「創英」と名前を変えて一年後に始まり、土地の値段は決して下がらないという「土地神話」が蔓延した異常な時期であり、この数年後、見事にバブルが弾けて、失われた20年が始まることとなりました。そして、元パートナーS弁理士が危うく遭遇しそうになった、平成7年の阪神淡路大震災、オーム真理教の地下鉄サリン事件も脳裏に焼き付いています。

一方、特許の世界では、平成の初めは「高温超電導」の出願バブルの真ただ中でした。その後、今では当たり前となっている電子出願システムの導入され、元号の変更により特許出願番号等が、特願昭から、特願平を経て特願2000と変化して行きました。また、特に記憶に残っているのは、平成4年に導入されたサービスマーク制度の導入、平成10年頃に始まる「ビジネスモデル特許」のバブル、また、平成23年に始まる米国特許制度の先願主義への変更です。特にビジネスモデル特許の折には、弁理士会の担当委員会を任されており、あっちこっちで説明、講義をしたことを思い出します。

そして、平成は、私の人生の約半分を占め、創英で働いた95%以上の時間を占めており感慨深いものがあります。そして、新元号に合わせて心機一転、新しい一歩を踏み出そうと考えている今日この頃です。

## 平成人に求められること

持田大輝

「平成生まれが成人」や「平成生まれが社会人」といったフレーズからは、フレッシュさを感じます。しかし、最近では、「平成最後の〇〇」といったフレーズをニュースで頻繁に耳にし、「平成」の語から、「古き良きもの」といったニュアンスを感じるようになりました。

「平成臭いですね。」という言葉聞くことができるのも近い将来になってきたと思います。同時に、社会を担うのが、私たち平成人に変わっていくといった責任も感じつつあります。

私が生まれたのは、平成4年(1992年)です。平成4年生まれをネット上で調べてみると、「行事に恵まれない世代」といったことが書かれていました。このネット記事を読み、今思い返してみると、確かにそうだったと思います。

例えば、大学の入学式はありませんでした。これは、平成23年3月11日に起きた東日本大震災のためです。私個人として、特に印象的だったのは、私が地元で代表を務めた成人式でしょうか。当日には大雪が降りました。しかし、この大雪のおかげで、二次会の飲み会の参加者を大幅に増やすことができました。これは、交通機関がストップし、成人式後に予定があった方も地元から移動できなくなったからです。

弊所の「仕事の進め方(四箇条)」の中に「雨が降ったらチャンスと心得、直ちに地を固める工夫をしましょう。」といったものがありますが、この成人式からは、「トラブル」を、「いかに利用するか」といった点を学びました。

平成の末期には「AI」が注目を集めました。そして、士業を含む様々な仕事が、「AI」に取られると言われています。このAIというトラブルをただ漠然と不安に思うのではなく、「いかに利用するか」といったことを考え、行動に移すことが、平成人に求められることなのでは?と生意気ながら考えている今日この頃です。

# 【平成を振り返って】

Looking back at the Heisei era

## 平成にまつわること

福島直樹

平成生まれの弁理士ということで、「平成にまつわること」というテーマの記事を書くことになりました。

平成生まれの弁理士がどの程度いるか気になったので、調べてみると、2018年12月31日時点で、弁理士数11,351人に対し、30歳未満（平成生まれ）の弁理士は、66名いるようです（因みに、そのうち3名が創英に所属しています）。つまり、全弁理士中の平成生まれの弁理士の割合は、0.6%程度となっています。平成生まれの社会人は、すでに職場に数多くおり、珍しいものではなくなっているかと思いますが、平成生まれの弁理士に限ってみれば、未だに希少価値は高そうです。

ところで、平成は2019年（平成31年）4月30日に終わり、5月1日午前0時から新たな元号（現時点では未定）が施行されることになっています。新元号になることについて、どのような感情を持たれているでしょうか？私は、楽しい気持ちもある一方、寂しくも感じております。平成元年生まれである私は、平成生まれ最初の年代として、高校、大学への進学や、就職を経験しており、学生生活やこれまでの社会人期間をとおして、平成生まれであることを周囲から珍しがられてきました（私が昭和っぽくみられているからかもしれませんが）。このような経験をとおして、平成生まれであることは私のアイデンティティの一つといえるものとなりました。そのため、5月1日午前0時から施行される新元号がどのような元号になるとしても、アイデンティティが薄れるような気がします。また、これまでのように平成生まれアピールができなくなるもの寂しいです。私と同様に、元号が変わることを寂しく感じる平成生まれも多いと思います。平成も残りわずかですので、悔いのないよう存分に平成を満喫していきたいと思います。

## 平成とはアイデンティティ

堀江亮平

今回、「平成にまつわること」がテーマということで、平成生まれの私に執筆の機会を頂き、改めて自分にとっての「平成」を考えたとき、それは自分自身の最も大きなアイデンティティの一つであると強く認識しました。

私は平成2年（1990年）生まれです。参考情報としては、東西ドイツ統一の年であり、流行語大賞は「ちびまる子ちゃん」（放送開始）、「バブル経済」、「一番搾り」（販売開始）等。著名人ではフィギュアスケートの浅田真央さん、「半端ない」サッカー大迫選手、ブルゾンちえみさん等と同じ年の生まれです。

元年生まれの方はより経験されているでしょうが、どこにいても「えっ！平成生まれなのか！」と進学や就職、異動先等、あらゆるシーンで言われ続けてきたため、平成生まれであることを意識するのは自然なことだったのかもしれませんが。高校や大学でも、2学年違えば昭和と平成の違いが出るのが面白かったのも「世代あるある」ですね。

一方、平成生まれの場合は、国の教育制度にも左右され、「ゆとり世代」（諸説あるようですが1987年～2003年生まれが該当）という言葉とセットでネガティブな意味で扱われることも多かったため、悔しいような、悲しいような感情とともに、見返してやりたい気持ちにもなったことも今回思い出しました。

そんな平成も終わりを迎え、いずれは私も「君は〇〇生まれなのか！」と言う日が来るのでしょうか。その時に改めて自分が一つ前の平成生まれということ意識するのだと思うと、一生ついて回るものなのかもしれません（そういえば自分の名前にも平成の一部が組み込まれていますし…）。

今は、次の時代に向けて、「平成」に代わる自分自身の新たなアイデンティティを探しています。昨年登録した弁理士もその候補の一つですので、「一人前の弁理士になる」という強い決意を平成最後に宣言し、次の時代の最初の目標にしたいと思います。